

2025年度 小規模保育事業 こぐまの森保育園日本橋園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社ワークプロジェクト
所 在 地	大阪市北区小松原町 2-4 大阪富国生命ビル 4F
電 話 番 号	06-6314-3900
代表者氏名	代表取締役社長 宮本 宜典

2 事業所の概要

施 設 の 種 類	小規模保育事業 A 型
施 設 の 名 称	こぐまの森保育園日本橋園
施 設 の 所 在 地	大阪市浪速区日本橋 5-7-12 ルネ日本橋 2F
連 絡 先	電話番号 06-6644-1355 FAX 06-6644-1356
管 理 者	施設長 瀬名波 良美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 3人 1歳児 8人 2歳児 8人
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
過 去 3 年 間 の 利 用 人 数	令和4年度 0歳児(3人) 1歳児(9人) 2歳児(6人) 令和5年度 0歳児(3人) 1歳児(10人) 2歳児(5人) 令和6年度 0歳児(3人) 1歳児(7人) 2歳児(9人)
開 設 年 月 日	平成28年4月1日
事 業 所 番 号	2710052002286

3 事業の目的・運営方針

こぐまの森保育園日本橋園(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図り

ながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における設備の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 15 階建のうち 2 階
	延べ面積	115.88 m ²
屋外遊戯場		日東公園 2,542 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室又はほふく室	2 室	たんぽぽ組・ちゅうりっぷ組
保育室(又は遊戯室)	1 室	さくら組(満2歳児クラス)
その他	調理設備、沐浴設備、幼児用トイレ、幼児用手洗い 医務室・職員室・多目的トイレ	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年4月1日厚労告117号)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

6 職員の職種、員数及び職務の内容 令和7年4月1日現在

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	0	
保育士	専門的知識及び技術をもって、園児の保育及び園児の保護者に対する保育に関する指導を行う	6	5	1	
調理員	給食、おやつを調理する	3	1	2	委託

当園では、「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例第101号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

※保護者のどちらかが、仕事が休みの場合は家庭保育となります。

ただし、年末年始(12月29日～1月3日)及び祝祭日は休園となります。

※災害等で開園が困難な場合は休園となります

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、**保育を必要とする時間**となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、**就労時間と通勤時間**を勘案し、当園との協議のうえで**保護者ごとに個別に決定**します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時30分までの範囲内で、**延長(時間外)保育**を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、**保育を必要とする時間**となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、**就労時間と通勤時間**を勘案し、当園との協議のうえで**保護者ごとに個別に決定**します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで又は16時30分から19時30分までの範囲内で、**時間外保育**を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、当園にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理（調理業務はイフスコヘルスケア株式会社が行います。）

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時30分頃	
1歳児	9時30分頃	11時15分頃	15時30分頃	
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時30分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応（小麦アレルギーの方は食事をご持参ください）

食物アレルギー対応マニュアル有

10 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方としておりますので、ご相談ください。

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入れ

(2) 連携施設

連携施設 1

運営主体	社会福祉法人石井記念愛染園 愛染橋保育園
所在地	大阪市浪速区日本橋東 2-9-11
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定
電話番号	06-6641-6942

連携施設 2

運営主体	株式会社 クオリスキッズ保育園 新町園
所在地	大阪市西区新町 3-11-15
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定 必要時の代替保育の提供 保育の提供終了後、希望があれば受け入れ 2 名可能
電話番号	06-6543-0017

連携施設 3

運営主体	大阪市立 広田保育所
所在地	大阪市浪速区日本橋西 2-8-11
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定 必要時の代替保育の提供 保育の提供終了後、希望があれば受け入れ 2 名可能
電話番号	06-6641-6942

連携施設 4

運営主体	社会福祉保育人 西成若草会 なでしこ公園保育園
所在地	大阪市浪速区塩草 1-1-19
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定 必要時の代替保育の提供 保育の提供終了後、希望があれば受け入れ 1 名可能
電話番号	06-6563-6118

連携施設 5

運営主体	学校法人藤田学園 赤橋幼稚園
所在地	大阪市阿倍野区相生通 2-6-2
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定 必要時の代替保育の提供 保育の提供終了後、希望があれば受け入れ 3 名可能
電話番号	06-6661-7418

連携施設 6

運営主体	学校法人北恩加島学園北恩加島幼稚園
所在地	大阪市大正区泉尾 5-17-31
連携内容	集団保育を体験させるための機会の設定 必要時の代替保育の提供 保育の提供終了後、希望があれば受け入れ 2 名可能
電話番号	06-6551-2856

12 利用料金

(1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

13 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

14 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供します。）
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 小児科

医療機関の名称	本田クリニック
所在地	大阪市浪速区日本橋 5-18-21
電話番号	06-6641-2181

- (2) 歯科

医療機関の名称	米永歯科医院
医院長名又は医師名	米永 哲朗
所在地	大阪市浪速区日本橋東 3-7-7- 川田ビル 2F
電話番号	06-6645-7565

16 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

17 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知設備 有 ・消火器 有 ・非常警報器具・設備 無 ・誘導灯 有 ・スプリンクラー 無 ・避難器具 有 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

18 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 外部の研修に施設長が代表で参加し、職員へ内容の報告会を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

19 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用 相談窓口	・窓口担当者 こぐまの森保育園日本橋園 園長 瀬名波 良美 ・ご利用時間 9:00～18:00 ・電話番号06-6644-1355 FAX06-6644-1356 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	浜田 千秋	電話番号	0725-45-8160

※ 当園では上記のほか、園内に要望苦情等に係る投函箱を設置しています。

※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載します。

20 利用者に対しての保険の種類・保険事故（保険者の保険金支払義務を具体化させる事故）・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	所有、使用もしくは管理している施設・設備・用具等の管理の不備、または保育園もしくは保育園の従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、保育園が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）を補償。
保険金額	1 事故につき 3 億円 保険期間中 6 億円

21 子ども・子育て支援法第 51 条第 2 項若しくは第 4 項又は第 57 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

22 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受診・実施結果
第三者評価受審状況	令和6年度受審なし	なし
自己評価の実施状況	令和6年度実施なし	なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
布団リース代	週1回交換制	月額 1,320円
教材費	製作材料・行事費等	月額 630円
体育指導料	年間30回	月額 1,100円 (1.2歳児のみ)
英語指導料	年間22回	月額 1,000円 (1.2歳児のみ)
造形指導料	年間12回	月額 800円 (1.2歳児のみ)
用品代	日よけ帽子（着脱式タレ付）	入園時 1,200円
入園・進級用品代	クレパス（528円）自由画帳（300円）	1.2歳児進級時 828円

2 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（教材費概算内訳）

項目	内容	金額
入園・進級（プレゼント）	絵本	1,100円
お誕生日プレゼント	色紙 プレゼント	1,300円
夏祭り	景品・園児飲料代	500円
運動会	メダル・お土産	750円
クリスマス会	プレゼント	2,100円
発表会	絵本	2,000円
合計		7,750円

※教材費内容については変更になる場合があります。ご了承ください。

※教材費徴収額（@630円×12か月＝7,560円）を超過した金額は園負担となります。

3 延長（時間外）保育に係る利用者負担

- (1) 保育標準時間認定に係る延長（時間外）保育料

30分あたり 150円

月極（18:30～19:00）1,500円

月極（18:30～19:30）2,900円

- (2) 保育短時間認定に係る延長（時間外）保育料

30分あたり 150円

7:30～8:30 16:30～19:30

※短時間保育認定に係る延長保育の月極はありません。

